

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱	高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 (略)	第2条 (略)
第3条 (略)	第3条 (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
第5条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第 <u>2-1</u> 号様式又は別記第 <u>2-2</u> 号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認めたときは、別記第3号様式による決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次のいずれかに該当すると認めるときを除く。 (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2項第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。 (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。 (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であるとき。 (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 (6) 暴力団員等は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。 (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	第5条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第2号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認めたときは、別記第3号様式による決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次のいずれかに該当すると認めるときを除く。 (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2項第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。 (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。 (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であるとき。 (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 (6) 暴力団員等は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。 (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
第6条 (略)	第6条 (略)
第7条 (略)	第7条 (略)
第8条 (略)	第8条 (略)
第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 <u>6-1</u> 号様式又は別記第 <u>6-2</u> 号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。 2 補助事業者は、第6条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して、知事に報告しなければならない。 3 第1項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。 4 前項の規定による報告は、第1項の実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は又は明らかにならない場合であっても、その状況等について、翌々年度の5月末日までに同様式により知事に報告しなければならない。	第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。 2 補助事業者は、第6条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して、知事に報告しなければならない。 3 第1項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。 4 前項の規定による報告は、第1項の実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は又は明らかにならない場合であっても、その状況等について、翌々年度の5月末日までに同様式により知事に報告しなければならない。
第10条(略)	第10条(略)

第11条(略)

第12条(略)

第13条(略)

第14条(略)

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項及び第4項、第10条、第11条第2項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

第11条(略)

第12条(略)

第13条(略)

第14条(略)

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項及び第4項、第10条、第11条第2項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

「新設」

別表第1（第3条関係）（略）

別表第1（第3条関係）

補助事業者	事業区分	補助対象経費	補助率及び補助額
林業事業体 （県内に事業所を有している者に限る。）	<u>（１）機器等導入</u> <u>①森林GIS等解析用システム等整備</u> <u>②ICT生産管理システム等整備</u> <u>③林内通信環境整備</u>	<u>左記の事業を実施するために必要となるソフトウェア機器等の導入に要する経費。ただし、補助対象となる工種等については、別表第２に定めるとおりとする。</u>	2分の1以内 補助の上限 200万円/事業体
	<u>（２）機器の高度利用</u>	<u>スマート林業機器の高度利用を図るために必要な講習の受講等に必要な経費。ただし、補助対象となる工種等については、別表第２に定めるとおりとする。</u>	<u>2分の1以内</u> <u>補助の上限</u> <u>20万円/1名あたり</u>

（採択要件等）

- 1 補助事業者は、別に定める「スマート林業研修等委託業務」で県が実施する研修会に参加し、活用方法等についての知識を習得した者が属する事業者に限る。なお、過去に実施（「QGIS スタートアップ研修会」等）した同等の研修会に参加した場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、本事業により導入するスマート林業技術等の普及に務めるものとする。また、行政機関、林業関係者等がスマート林業技術等の展開を図ることを目的として実施する講習会や研修会等において、本事業により得られた成果の公開、発表等に積極的に取り組むものとする。
- 3 本事業は、買い切り型の機器等の導入が対象であり、サブスクリプション型等といった機器等の使用料及び通信料は補助対象外である。また、既存の機器等の更新は、本事業の補助対象外とする。
- 4 本事業により導入する機器等の購入先の選定に当たっては、原則として複数の入札者を指名して競争入札（見積書の徴収による場合を含む）により行うこととする。なお、複数の入札者の指名が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。
- 5 本事業により導入する機器等については、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を対象とするものに限る。）の加入に努めるものとする。また、適切な盗難防止対策を確実に実施することとする。

別表第1（第3条関係）（略）

別表第1（第3条関係）

補助事業者	<u>（新設）</u>	補助対象経費	補助率及び補助額
林業事業体 （県内に事業所を有している者に限る。）	<u>（新設）</u>	森林GIS等解析用システムの運用及び森林資源調査に必要なソフトウェア並びに機器等の導入に要する経費。ただし、補助対象となる工種等については、別表第２に定めるとおりとする。	2分の1以内 補助の上限 200万円/事業体
	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

（採択要件等）

- 1 補助事業者は、別に定める「森林情報デジタル推進委託業務」で県が実施する研修会に参加し、活用方法等についての知識を習得した者が属する事業者に限る。なお、過去3年間に実施（「QGIS スタートアップ研修会」等）した同等の研修会に参加した場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、本事業により導入するスマート林業技術等の普及に務めるものとする。また、行政機関、林業関係者等がスマート林業技術等の展開を図ることを目的として実施する講習会や研修会等において、本事業により得られた成果の公開、発表等に積極的に取り組むものとする。
- 3 本事業は、買い切り型の機器等の導入が対象であり、サブスクリプション型等といった機器等の使用料及び通信料は補助対象外である。また、既存の機器等の更新は、本事業の補助対象外とする。
- 4 本事業により導入する機器等の購入先の選定に当たっては、原則として複数の入札者を指名して競争入札（見積書の徴収による場合を含む）により行うこととする。なお、複数の入札者の指名が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。
- 5 本事業により導入する機器等については、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を対象とするものに限る。）の加入に努めるものとする。また、適切な盗難防止対策を確実に実施することとする。

別表第2（第3条関係）

別表第2（第3条関係）

事業内容	工種等	単位	内容等
(1) 機器等導入	高性能電子計算機 (高性能パソコン)	台	解析用システムとして森林GIS(QGISを含む)等により高度化された地形及び森林資源の情報を処理するために必要な能力を有するもの。
① 森林GIS等解析用システム等整備	情報通信端末機	台	高度化された地形及び森林資源の情報を基にして現地調査を行うために必要なタブレット等。
	オルソ画像化ソフト	式	ドローン及び高性能電子計算機と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。
	ドローン (森林調査用)	台	空中写真の撮影等による森林調査を目的とするものであって、オルソ画像化ソフト等と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。また、副次的な林業架線の設置等に利用することを妨げるものではない。
	林内測量機器	台	GNSS受信機及び地上レーザースキャナー並びに林内測量機器と一体的に用いられる解析用ソフト等。
	その他		作業道設計ソフト、空中写真解析ソフト等画像データ及び地形データを活用した効率化ソフトの導入に限る。
② ICT生産管理システム等整備	生産管理関連ソフト等	式	施業提案、木材検収、日報管理等の運用に必要なソフト及び機器の導入。
③ 林内通信環境整備	林内通信機器	式	通信環境が行き届いていない森林内において、LPWAや衛星回線の活用により、データの送受信を可能とする通信環境の整備に必要な機器等の導入。
(2) 機器の高度利用	講習受講	式	二等無人航空機操縦士資格の取得に係る講習費用。試験の受験に係る費用や旅費等は対象外とする。

別表第2（第3条関係）

別表第2（第3条関係）

「新設」	工種等	単位	内容等
「新設」	高性能電子計算機 (高性能パソコン)	台	解析用システムとして森林GIS(QGISを含む)等により高度化された地形及び森林資源の情報を処理するために必要な能力を有するもの。
「新設」	情報通信端末機	台	高度化された地形及び森林資源の情報を基にして現地調査を行うために必要なタブレット等。
	オルソ画像化ソフト	式	ドローン及び高性能電子計算機と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。
	ドローン (森林調査用)	台	空中写真の撮影等による森林調査を目的とするものであって、オルソ画像化ソフト等と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。また、副次的な林業架線の設置等に利用することを妨げるものではない。
	林内測量機器	台	GNSS受信機及び地上レーザースキャナー並びに林内測量機器と一体的に用いられる解析用ソフト等。
「新設」	「新設」	「新設」	「新設」
「新設」	林内衛星通信機器	式	通信環境が行き届いていない森林内において、衛星回線を利用したインターネット接続を行うために必要な衛星通信機器等。
「新設」	その他		作業道設計ソフト、空中写真解析ソフト等画像データ及び地形データを活用した効率化ソフトの導入に限る。

別表第3（第4条関係）

No	事業体名	審査項目	点数	評価点	審査根拠	備考
1	事業内容	A	25	25	下記の項目を各5点とし、その合計数を評価点（満点:25点）とする ①効率的な森林調査での利活用 ②施業集約化での利活用 ③高度化された森林情報の利活用 ④施業の効率化 ⑤人材育成や普及啓発活動	事業内容より、以下の項目が認められる ①：○or× ②：○or× ③：○or× ④：○or× ⑤：○or×
2	民有林素材生産量 （皆伐・間伐計）	A	10	10	A:10,000㎡以上 B:7,500㎡以上10,000㎡未満 C:5,000㎡以上7,500㎡未満 D:2,500㎡以上5,000㎡未満 E:2,500㎡未満 F:0㎡	3年後の計画量 皆伐：㎡ 間伐：㎡
3	国有林素材生産量 （皆伐・間伐計）	A	5	5	A:10,000㎡以上 B:7,500㎡以上10,000㎡未満 C:5,000㎡以上7,500㎡未満 D:2,500㎡以上5,000㎡未満 E:2,500㎡未満 F:0㎡	3年後の計画量 皆伐：㎡ 間伐：㎡
4	現状の造林面積（民有林・国有林）	A	5	5	A:植栽計画あり B:植栽計画なし	3年後の計画量 国有林：ha 民有林：ha
5	森林経営計画認定面積	A	15	15	A:500ha以上 B:250ha以上500ha未満 C:20ha以上250ha未満 D:20ha未満	面積：ha ※森の工場の最低条件面積：20haを基準
6	県が実施するスマート林業に関する研修への参加状況	A	5	10	下記の項目を各5点とし、その合計数を評価点（満点:10点）とする ①：今年度の研修会に参加を予定している ②：過去の研修へ参加したことがある	参加実績、参加予定の有無 ①：○or× ②：○or×
7	利用計画の妥当性	A	20	20	A:利用計画が妥当で、導入効果も大いに期待される B:利用計画が妥当で、導入効果も一定期待される C:利用計画が不十分で、導入効果が期待されない	*審査根拠を記載* 計画内の補助対象経費で大幅に減額したものや要望している工種に対して補助しなかったものがある場合、「B」判定以下とする
8	新規参入に関する取組	A	10	10	A：林業事業を新たに始める者であること B：上記以外の者	林業事業を新たに始める者とは、事業実施主体であって、事業実施年度の直近過去3カ年以内に林業事業を開始した者かつ林業の集約化に取り組む者
計	合計		100			

別表第3（第4条関係）

No	事業体名	審査項目	点数	評価点	審査根拠	備考
1	事業内容	A	30	30	下記の項目を各6点とし、その合計数を評価点（満点:30点）とする ①効率的な森林調査での利活用 ②施業集約化での利活用 ③高度化された森林情報の利活用 ④施業の効率化 ⑤人材育成や普及啓発活動	事業内容より、以下の項目が認められる ①：○or× ②：○or× ③：○or× ④：○or× ⑤：○or×
2	現状の民有林素材生産量 （皆伐・間伐計）	A	10	10	A:10,000㎡以上 B:7,500㎡以上10,000㎡未満 C:5,000㎡以上7,500㎡未満 D:2,500㎡以上5,000㎡未満 E:2,500㎡未満 F:0㎡	直近3年間の平均 皆伐：㎡ 間伐：㎡
3	現状の国有林素材生産量 （皆伐・間伐計）	A	5	5	A:10,000㎡以上 B:7,500㎡以上10,000㎡未満 C:5,000㎡以上7,500㎡未満 D:2,500㎡以上5,000㎡未満 E:2,500㎡未満 F:0㎡	直近3年間の平均 皆伐：㎡ 間伐：㎡
4	現状の造林面積（民有林・国有林）	A	5	5	A:植栽実績あり B:植栽実績なし	直近3年間の平均 国有林：ha 民有林：ha
5	森林経営計画認定面積	A	15	15	A:500ha以上 B:250ha以上500ha未満 C:20ha以上250ha未満 D:20ha未満	面積：ha ※森の工場の最低条件面積：20haを基準
6	県が実施するスマート林業に関する研修への参加状況	A	15	15	下記の項目を各5点とし、その合計数を評価点（満点:15点）とする ①前々年の研修へ参加したことがある ②前年の研修へ参加したことがある ③今年度の研修会に参加を予定している	参加実績、参加予定の有無 ①：○or× ②：○or× ③：○or×
7	利用計画の妥当性	A	20	20	A:利用計画が妥当で、導入効果も大いに期待される B:利用計画が妥当で、導入効果も一定期待される C:利用計画が不十分で、導入効果が期待されない	*審査根拠を記載* 計画内の補助対象経費で大幅に減額したものや要望している工種に対して補助しなかったものがある場合、「B」判定以下とする
新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
計	合計		100			

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金事業計画書

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり事業計画書を提出します。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金事業計画書

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、別紙「新設」のとおり事業計画書を提出します。

高知県スマート林業支援事業計画書

- 1 補助事業者名 _____ 林業事業体名 _____
- 2 事業内容 _____ 例：素材生産、造林、作業道開設等
- 3 事業体の概要等

内容		現状 (導入前)	計画			備考
			令和 年度 (導入後 1年目)	令和 年度 (導入後 2年目)	令和 年度 (導入後 3年目)	
従業員数	職員(人)					
	現場作業員(人)					
国有林	素材生産量	皆伐(年間㎡)				
		間伐(年間㎡)				
民有林	造林面積	植栽(年間ha)				
	素材生産量	皆伐(年間㎡)				
民有林		間伐(年間㎡)				
	造林面積	植栽(年間ha)				
森林経営計画認定面積(ha)						

- (注) 1 従業員数（職員、現場作業員）の現状については、事業実施年度の4月現在の人数を記載してください。
- 2 素材生産量（皆伐）、素材生産量（間伐）、造林面積（年間ha）の現状（導入前）の数量については、直近3年間の平均数量を記載してください。
- 3 森林経営計画認定面積の現状については、直近の認定面積を記載してください。

4 県が実施する研修への参加状況

年度	人数	備考

(注) 備考に実際に参加した研修名を記入してください。例：QGISスタートアップ研修

5 事業の取組内容及び目標の設定

- (注) 事業に対して導入機器の利用方法、及び導入効果を示した考えた目標の設定を記入してください。
- 例：コンパス測量をGNSS測量に置き換える。測量作業時間の削減時間を算出、効率化を数値化。

高知県スマート林業支援事業計画書

- 1 補助事業者名 _____ 林業事業体名 _____
- 2 事業内容 _____ 例：素材生産、造林、作業道開設等
- 3 事業体の概要等

内容		現状 (導入前)	計画			備考
			令和 年度 (導入後 1年目)	令和 年度 (導入後 2年目)	令和 年度 (導入後 3年目)	
従業員数	職員(人)					
	現場作業員(人)					
国有林	素材生産量	皆伐(年間㎡)				
		間伐(年間㎡)				
民有林	造林面積	植栽(年間ha)				
	素材生産量	皆伐(年間㎡)				
民有林		間伐(年間㎡)				
	造林面積	植栽(年間ha)				
森林経営計画認定面積(ha)						

- (注) 1 従業員数（職員、現場作業員）の現状については、令和〇年4月現在の人数を記載してください。
- 2 素材生産量（皆伐）、素材生産量（間伐）、造林面積（年間ha）の現状（導入前）の数量については、直近3年間の平均数量を記載してください。
- 3 森林経営計画認定面積の現状については、直近の認定面積を記載してください。

4 県が実施する研修への参加状況

年度	人数	備考
<u>RO(前々年実績)</u> (人)		
<u>RO(前年実績)</u> (人)		
<u>RO(当年予定)</u> (人)		

(注) 備考に実際に参加した研修名を記入してください。例：QGISスタートアップ研修

5 事業の取組内容及び目標の設定

- (注) 事業に対して導入機器の利用方法、及び導入効果を示した考えた目標の設定を記入してください。
- 例：コンパス測量をGNSS測量に置き換える。測量作業時間の削減時間を算出、効率化を数値化。

6 機器等導入計画

機器等の名称	規格	台数	導入予定年月	取得予定価格(円)	消費税相当額(円)	備考
計						

(注) 取得予定価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入してください。

7 機器の高度利用計画

講習名	人数	受講時期	受講料(円)	消費税相当額(円)	備考
計					

(注) 受講料は、消費税相当額を含んだ金額を記入してください。

6 機器等導入計画

機器等の名称	規格	台数	導入予定年月	取得予定価格(円)	備考
計					

(注) 取得予定価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入し、消費税相当額を備考欄に記入してください。

「新設」

8 年度別利用計画

[illegible]

(注) 1 高性能電子計算機や森林GIS、オルソ画像化ソフト、作業道設計ソフト等の解析用システム(ソフトウェア)は、利用量(A)欄に解析する森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。

2 情報通信端末機、林内測量機器は、利用量（A）欄に現地調査を行う森林面積（ha）を記載し、利用日数（B）欄に利用日数を記入してください。

3 ドローン及び機器の高度利用等は、利用量（A）欄に森林調査で空中写真の撮影等を行う森林面積（ha）を記載し利用日数（B）欄に利用日数を記入してください。

4 林内通信機器は、利用日数（B）欄に現地での利用日数を記入してください。

5 生産管理関連ソフト等（施業提案）は、利用量（A）欄に実施面積（ha）を記入してください。

9 経費内訳及び事業実施期間

(単位：円)

総事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	財源内訳		
		補助金	自主財源	その他
摘要				
事業実施期間				

(注) その他には、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄にはその補助等のあった市町村名及び事業名を記載してください。

7 年度別利用計画

[illegible]

(注) 1 高性能電子計算機や森林GIS、オルソ画像化ソフト、作業道設計ソフト等の解析用システム(ソフトウェア)は、利用量(A)欄に解析する森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。

2 情報通信端末機、林内測量機器は、利用量（A）欄に現地調査を行う森林面積（ha）を記載し、利用日数（B）欄に利用日数を記入してください。

3 ドローンは、利用量（A）欄に森林調査で空中写真の撮影等を行う森林面積（ha）を記載し利用日数（B）欄に利用日数を記入してください。

4 林内衛星通信機器は、利用日数（B）欄に現地での利用日数を記入してください。

8 経費内訳及び事業実施期間

(単位：円)

総事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	財源内訳		
		補助金	自主財源	その他
摘要				
事業実施期間				

(注) その他には、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄にはその補助等のあった市町村名及び事業名を記載してください。

第2-1号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代 表 者 名
(生年月日)

高知県スマート林業支援事業費補助金交付申請書

(機器等導入)

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙2-1のとおり）
- 3 収支予算書（別紙3のとおり）
- 4 誓約書兼同意書（別紙4のとおり）
- 5 県税完納情報の提供に係る同意書（別紙5のとおり）
- 6 振込先口座

金融機関名 :
店舗名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義人 :

7 関係書類

- (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料
- (2) 県税事務所で発行する納税証明書（滞納がないことを証するもの。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
- (3) 導入機器等を確認することができるカタログ等（画像及び諸元の分かるもの）
- (4) 補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

第2号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代 表 者 名
(生年月日)

高知県スマート林業支援事業費補助金交付申請書

(新設)

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 収支予算書（別紙2のとおり）
- 4 誓約書兼同意書（別紙3のとおり）
- 5 県税完納情報の提供に係る同意書（別紙4のとおり）
- 6 振込先口座

金融機関名 :
店舗名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義人 :

7 関係書類

- (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料
- (2) 県税事務所で発行する納税証明書（滞納がないことを証するもの。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
- (3) 導入機器等を確認することができるカタログ等（画像及び諸元の分かるもの）
- (4) 補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

第2-2号様式（第5条関係）

第 _____ 号

年 _____ 月 _____ 日

様

住 所

補助事業者

代表者名

（生年月日）

高知県スマート林業支援事業費補助金交付申請書

（機器の高度利用）

令和 _____ 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 _____ 円を交付されたく、下記書類関係を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画書（別紙2-2のとおり）

3 収支予算書（別紙3のとおり）

4 誓約書兼同意書（別紙4のとおり）

5 県税完納情報の提供に係る同意書（別紙5のとおり）

6 振込先口座

金融機関名 _____：

店舗名 _____：

預金種別 _____：

口座番号 _____：

口座名義人 _____：

7 関係書類

(1) 事業費を確認することができる資料

(2) 県税事務所で発行する納税証明書（滞納がないことを証するもの。ただし、県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(3) 補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

〔新設〕

高知県スマート林業支援事業計画書
(機器等導入)

1 補助事業者名 _____ 林業事業体名

2 事業内容 _____ 例：素材生産、造林、作業道開設等

「削除」

「削除」

「削除」

高知県スマート林業支援事業計画書

1 補助事業者名 _____ 林業事業体名

2 事業内容 _____ 例：素材生産、造林、作業道開設等

3 事業体の概要等

内容		現状 (導入前)	計画			備考
			令和__年度 (導入後 1年目)	令和__年度 (導入後 2年目)	令和__年度 (導入後 3年目)	
従業員数	職員(人)					
	現場作業員(人)					
国有林	素材生産量	皆伐(年間㎡)				
		間伐(年間㎡)				
	造林面積	植栽(年間ha)				
民有林	素材生産量	皆伐(年間㎡)				
		間伐(年間㎡)				
	造林面積	植栽(年間ha)				
森林経営計画認定面積(ha)						

- (注) 1 従業員数（職員、現場作業員）の現状については、令和〇年4月現在の人数を記載してください。
- 2 素材生産量（皆伐）、素材生産量（間伐）、造林面積（年間ha）の現状（導入前）の数量については、直近3年間の平均数量を記載してください。
- 3 森林経営計画認定面積の現状については、直近の認定面積を記載してください。

年度	人数	備考
R〇(前々年実績) (人)		
R〇(前年実績) (人)		
R〇(当年予定) (人)		

(注) 備考に実際に参加した研修名を記入してください。例：QGISスタートアップ研修

5 事業の取組内容及び目標の設定

- (注) 事業に対して導入機器の利用方法、及び導入効果を示した考えた目標の設定を記入してください。
- 例：コンパス測量をGNSS測量に置き換える。測量作業時間の削減時間を算出、効率化を数値化。

3 機器等導入計画

機器等の名称	規格	台数	導入予定年月	取得予定価格(円)	消費税相当額(円)	備考
計						

(注) 取得予定価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入してください。

「削除」

6 機器等導入計画

機器等の名称	規格	台数	導入予定年月	取得予定価格(円)	(新設)	備考
計						

(注) 取得予定価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入し、消費税相当額を備考欄に記入してください。

7 年度別利用計画

工種等	令和 年度 (導入年度)		令和 年度 (導入後1年目)		令和 年度 (導入後2年目)		令和 年度 (導入後3年目)	
	利用量	利用日数	利用量	利用日数	利用量	利用日数	利用量	利用日数
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)

(注) 1 高性能電子計算機や森林GIS、オルソ画像化ソフト、作業道設計ソフト等の解析用システム(ソフトウェア)は、利用量(A)欄に解析する森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。

2 情報通信端末機、林内測量機器は、利用量(A)欄に現地調査を行う森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。

3 ドローンは、利用量(A)欄に森林調査で空中写真の撮影等を行う森林面積(ha)を記載し利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。

4 林内衛星通信機器は、利用日数(B)欄に現地での利用日数を記入してください

4 経費内訳及び事業実施期間 (単位：円)

総事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	財源内訳		
		補助金	自主財源	その他
摘要				
事業実施期間				

(注) その他には、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄にはその補助等のあった市町村名及び事業名を記載してください。

別紙2-2

高知県スマート林業支援事業計画書
(機器の高度利用)

1 補助事業者名 _____ 林業事業者名 _____

2 事業内容 _____ 例：素材生産、造林、作業道開設等

3 機器の高度利用計画

講習名	人数	受講時期	受講料(円)	消費税相当額(円)	備考

(注) 受講料は、消費税相当額を含んだ金額を記入してください。

4 事業の取組内容及び目標の設定

(注) 事業に対して人材育成の取組目標を設定してください。

例：ドローンの安全飛行を行える技術者を育成することにより、森林調査や資材運搬等へのドローンの活用を促進する

5 経費内訳及び事業実施期間 (単位：円)

総事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	財源内訳		
		補助金	自主財源	その他
摘要				
事業実施期間				

(注) その他には、別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄にはその補助等のあった市町村名及び事業名を記載してください。

8 経費内訳及び事業実施期間 (単位：円)

総事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	財源内訳		
		補助金	自主財源	その他
摘要				
事業実施期間				

(注) その他には、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄にはその補助等のあった市町村名及び事業名を記載してください。

「新設」

別紙 3

高知県スマート林業支援事業収支予算書

(機器等導入・機器の高度利用)

1 収入

区分	予算額	摘要
補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

- (注) 1 「補助金」の予算額は、補助対象経費（消費税相当額を除く。）の2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。
- 2 「その他」の予算額は、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄に補助等のあった市町村名等を記入してください。

2 支出

工種等	予算額	摘要
合計		

- (注) 「工種等」には、別表第2（第3条関係）の工種等を記入し、摘要欄に規格等を記入してください。
- なお、別表の工種等のうち「その他」の場合は、機器名等を記載するとともに摘要欄に規格等を記入してください。

別紙 2

高知県スマート林業支援事業収支予算書

1 収入

区分	予算額	摘要
補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

- (注) 1 「補助金」の予算額は、補助対象経費（消費税相当額を除く。）の2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。
- 2 「その他」の予算額は、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄に補助等のあった市町村名等を記入してください。

2 支出

工種等	予算額	摘要
合計		

- (注) 「工種等」には、別表第2（第3条関係）の工種等を記入し、摘要欄に規格等を記入してください。
- なお、別表の工種等のうち「その他」の場合は、機器名等を記載するとともに摘要欄に規格等を記入してください。

誓約書兼同意書

私は、高知県スマート林業支援事業費補助金(機器等導入・機器の高度利用)の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者 職・氏名（自署の場合は押印不要）

誓約書兼同意書

私は、高知県スマート林業支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者 職・氏名（自署の場合は押印不要）

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日（個人の場合）	

私は、下記のことと同意します。

記

（１）（補助金名）補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から（所属名）に県税の完納情報の提供を行うこと。

（２）（１）の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。

（３）県税の完納情報の提供に当たり、（所属名）の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日（個人の場合）	

私は、下記のことと同意します。

記

（１）（補助金名）補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から（所属名）に県税の完納情報の提供を行うこと。

（２）（１）の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。

（３）県税の完納情報の提供に当たり、（所属名）の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

高知県指令 第 号

補助金交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付けで申請のありました 年度高知県スマート林業支援事業費補助金
(機器等導入・機器の高度利用) については、下記の条件により金 円を交付することに
決定しましたので通知します。

年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
- 2 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- 3 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- 4 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- 5 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該財産に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- 6 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 7 補助事業の実施に当たっては、第4条第2項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 8 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 9 本事業により導入する機器等の購入先の選定に当たっては、原則として複数の入札者を指名して競争入札（見積書の徴収による場合を含む）により行うこととする。なお、複数の入札者の指名が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。

高知県指令 第 号

補助金交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付けで申請のありました 年度高知県スマート林業支援事業費補助金
については、下記の条件により金 円を交付することに決定しましたので通知しま
す。

年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
- 2 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- 3 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- 4 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- 5 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該財産に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- 6 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 7 補助事業の実施に当たっては、第4条第2項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 8 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 9 本事業により導入する機器等の購入先の選定に当たっては、原則として複数の入札者を指名して競争入札（見積書の徴収による場合を含む）により行うこととする。なお、複数の入札者の指名が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金変更等承認申請書

（機器等導入・機器の高度利用）

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定）がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更交付申請額
金 円
- 3 事業変更計画書（別紙 2-1・2-2のとおり）
- 4 変更収支予算書（別紙 3のとおり）
- 5 関係書類
見積書その他事業費を確認することができる資料

（注）1 3及び4については、補助金交付申請書（別記第1号様式）に準ずるものとします。
2 変更前を上段に括弧書き、変更後を下段裸書きで記入し、変更前と変更後の内容が対比できるようにしてください。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定）がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更交付申請額
金 円
- 3 事業変更計画書（別紙 1のとおり）
- 4 変更収支予算書（別紙 2のとおり）
- 5 関係書類
見積書その他事業費を確認することができる資料

（注）1 3及び4については、補助金交付申請書（別記第1号様式）に準ずるものとします。
2 変更前を上段に括弧書き、変更後を下段裸書きで記入し、変更前と変更後の内容が対比できるようにしてください。

高知県知事

住 所
補助事
代表者

高知県スマート林業支援事業費補助金遂行状況報告書

（機器等導入・機器の高度利用）

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、事業実施状況報告書を提出します。

記

1 事業実施状況 (単位：円)

工種等	計画		月 日現在出来高		進捗率 B/A
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金 (B)	
計					

2 特記事項

（注） 「工種等」には、別表第2（第3条関係）の工種等を記入し、摘要欄に規格等を記入してください。

なお、別表の工種等のうち「その他」の場合は、機器名等を記載してください。

高知県知事

住 所
補助事
代表者

高知県スマート林業支援事業費補助金遂行状況報告書

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、事業実施状況報告書を提出します。

記

1 事業実施状況 (単位：円)

工種等	計画		月 日現在出来高		進捗率 B/A
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金 (B)	
計					

2 特記事項

（注） 「工種等」には、別表第2（第3条関係）の工種等を記入し、摘要欄に規格等を記入してください。

なお、別表の工種等のうち「その他」の場合は、機器名等を記載してください。

第 6 -1号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金実績報告書

（機器等導入）

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定）がありました補助金について、下記のとおり事業が完了したので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績表（別紙 6 のとおり）

2 収支精算書（別紙 7 のとおり）

3 関係書類

- （1）実施状況を確認することができる図面、写真等
- （2）その他

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金実績報告書

（新設）

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定）がありました補助金について、下記のとおり事業が完了したので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績書（別紙 1 のとおり）

2 収支精算書（別紙 2 のとおり）

3 関係書類

- （1）実施状況を確認することができる図面、写真等
- （2）その他

別紙 6

高知県スマート林業支援事業実績書

(機器等導入)

1 事業内容 林業事業体名

2 事業内容 例：素材生産、造林、作業道開設等

3 県が実施する研修への参加状況

RO(当年実績) (人)	(参加研修名)
--------------	---------

※研修が未実施の場合は予定人数を記入してください。

4 機器等導入実績

機器等の名称	規格	台数	導入年月	取得価格(円)	消費税相当額(円)	備考
計						

(注) 1 導入年月日は、補助事業者が検査を行った日を記入してください。

2 取得価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入してください。

5 事業の取組結果及び課題

--

(注) 計画時、もしくは前年度に記入した課題に対しての取組結果、さらに来年度への課題について具体的に記入してください。

別紙1

高知県スマート林業支援事業実績書

1 補助事業者名 林業事業体名

2 事業内容 例：素材生産、造林、作業道開設等

3 県が実施する研修への参加状況

RO(当年実績) (人)		(参加研修名)
--------------	--	---------

※研修が未実施の場合は予定人数を記入してください。

4 機器等導入実績

[illegible]

(注) 1 導入年月日は、補助事業者が検査を行った日を記入してください。

2 取得価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入し、消費税相当額を備考欄に記入してください。

5 事業の取組結果及び課題

--

(注) 計画時、もしくは前年度に記入した課題に対しての取組結果、さらに来年度への課題について具体的に記入してください。

別紙7

高知県スマート林業支援事業収支精算書

(機器等導入)

1 事業内容

(単位：円)

区分	予算額	精算額	差引増減(△)額	備考
補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

(注) 1 予算額は、交付申請(又は変更等承認申請)額を記入してください。

2 「補助金」の精算額は、補助対象経費の2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。

3 「その他」の精算額は、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄に補助等のあった市町村名等を記入してください。

2 支出

(単位：円)

工種	予算額	精算額	差引増減(△)額	備考
合計				

3 補助金精算

(単位：円)

補助金 交付決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領補助金額	差引き補助金 未受領額

(注) 精算事業費総額は、収入及び支出の精算額合計と一致させてください。

別紙2

高知県スマート林業支援事業収支精算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	精算額	差引増減(△)額	備考
補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

(注) 1 予算額は、交付申請(又は変更等承認申請)額を記入してください。

2 「補助金」の精算額は、補助対象経費の2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。

3 「その他」の精算額は、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄に補助等のあった市町村名等を記入してください。

2 支出

(単位：円)

工種	予算額	精算額	差引増減(△)額	備考
合計				

3 補助金精算

(単位：円)

補助金 交付決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領補助金額	差引き補助金 未受領額

(注) 精算事業費総額は、収入及び支出の精算額合計と一致させてください。

第7号様式（第9条関係）（略）

第6-2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金実績報告書
（機器の高度利用）

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更
交付の決定）がありました補助金について、下記のとおり事業が完了したので、高知
県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添
えて報告します。

記

1 事業実績表（別紙10のとおり）

2 収支精算書（別紙11のとおり）

3 関係書類

- （1）実施状況を確認することができるもの
- （2）その他

第7号様式（第9条関係）（略）

「新設」

高知県スマート林業支援事業実績書
(機器の高度利用)

1 補助事業者名 _____ 林業事業体名 _____

2 事業内容 _____ 例：素材生産、造林、作業道開設等

3 機器の高度利用実績

講習名	人数	受講時期	受講料(円)	消費税相当額(円)	備考
計					

(注) 受講料は、消費税相当額を含んだ金額を記入してください。

4 事業の取組結果及び課題

(注) 計画時、又は前年度に記入した課題に対しての取組結果、さらに来年度への課題について具体的に記入してください。

高知県スマート林業支援事業収支精算書
(機器の高度利用)

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	精算額	差引増減(△)額	備考
補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

(注) 1 予算額は、交付申請(又は変更等承認申請)額を記入してください。

2 「補助金」の精算額は、補助対象経費の2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。

3 「その他」の精算額は、別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄に補助等のあった市町村名等を記入してください。

2 支出

(単位：円)

工種	予算額	精算額	差引増減(△)額	備考
合計				

3 補助金精算

(単位：円)

補助金 交付決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領補助金額	差引き補助金 未受領額

(注) 精算事業費総額は、収入及び支出の精算額合計と一致させてください。

「新設」

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

（機器等導入）

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定）がありました補助金について、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け高知県指令 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代表者名

高知県スマート林業支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定）がありました補助金について、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け高知県指令 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）

第 8 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代 表 者 名

高知県スマート林業支援事業費補助金に係る機器等の利用効果調査報告書

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別紙10のとおり
報告します。

第 8 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者
代 表 者 名

高知県スマート林業支援事業費補助金に係る機器等の利用効果調査報告書

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり
報告します。

3 導入実績等

(注) 1 従業員数(職員、現場作業員)の現状については、令和〇年4月現在の人数を記載してください。

機器等の名称	規格等	数量	導入年月	取得価格(円)	消費税相当額(円)	耐用年数	備考
計							

別紙

機器等の利用効果調査表

3 導入実績等

(注) 1 従業員数(職員、現場作業員)の現状については、令和〇年4月現在の人数を記載してください。

機器等の名称	規格等	数量	導入年月	取得価格(円)	耐用 年数	備考
計						

(注) 1 取得予定価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入し、消費税相当額を備考欄に記入してください。

[illegible]

2 情報通信端末機、林内測量機器は、利用量 (A) 欄に現地調査を行う森林面積 (ha) を記載し、利用日数 (B) 欄に利用日数を記入してください。

4 林内通信機器は、利用日数（B）欄に現地での利用日数を記入してください。

6 事業の取組内容及び課題

--

例：コンパス測量をGNSS測用に置き換えた結果、測用作業時間が50%削減できた。

[illegible]

4 林内**衛星**通信機器は、利用日数（B）欄に現地での利用日数を記入してください。

6 事業の取組内容及び課題

--

例：コンパス測量をGNSS測量に置き換えた結果、測量作業時間が50%削減できた。